



こんにちは！今年には本当に寒い春でした。
5月になり、爽やかな気候になります。1年で最も過ごしやすい
時期ですね。私たち会計事務所としては1年で最も繁忙期である
5月を迎えました。
心より有り難く思っています。頑張ります！！
今月もよろしくお願いいたします。



今月の経理の窓

《交際費における5,000円基準》

交際費の中でも一人当たり5000円以下の飲食費については、税務上の交際費から除かれ、
100%損金算入が可能です。(税込経理の場合5,250円)
この5,000円基準の適用ですが以下のような要件になっています。

① 飲食費に限られる

得意先等を接待する場合の飲食費に限られます。物品の贈答(手土産・中元・歳暮)などは
該当しません。ただし、得意先への弁当の差し入れについては飲食費として認められます。

② 社内交際費は含まれない

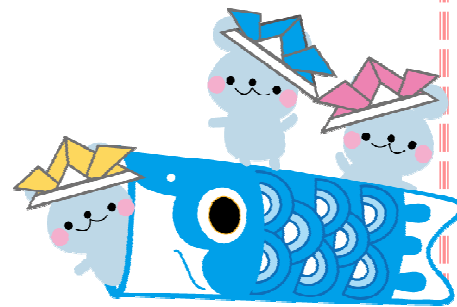
5,000円基準は得意先や仕入先など外部の人を接待する場合にのみ適用されます。
社内飲み会などでは適用されません。

③ 一人当たりの金額算定

単純にその飲食費の総額を人数で割って計算します。

④ 帳簿への記載要件

年月日・飲食相手の氏名・名称・参加人数・金額・飲食店名
を記載しておく必要があります。



《労務:有給休暇について》

社員に突然有給休暇を取りたいと言われたら原則、取らせなければなりません。

(1) 有給休暇を与えなければならない社員

- ・入社後6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している
- ・上記の6か月の後、1年間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している

(2) 一般社員の有給休暇付与日数(バイト・パートは別です)

| 勤続期間 | 6カ月 | 1年6カ月 | 2年6カ月 | 3年6カ月 | 4年6カ月 | 5年6カ月 | 6年6カ月 以上 |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 休暇 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

有給休暇をとらせないということではできませんが、例外として一定の要件を
満たせば、時季変更権と言って、取得する時期を変更させることのできる権利があります。

また、有給休暇は原則として1日単位で与える必要がありますが
労使協定で定めた場合には時間単位で与えることも可能です。

有給休暇の際の給料は、①平均賃金(前3カ月の平均) ②通常の給与 ③健康保険法の標準報酬日額
で算出します。③については労使協定が必要となります。

経理Q&Aコーナー



Q:従業員慰安会(飲み会)は交際費?福利厚生費?

A:考え方..すべての従業員に公平であり、社会通念上妥当な金額までは福利厚生費でOKです。常識的に見て高額なものは交際費に該当することもあります。**領収書の裏や帳簿等に、参加人数・参加者・会の趣旨などこまめに記録**するようにしましょう。交際費に該当すれば法人の場合10%は損金になりません。

お知らせ

*4月より雇用保険料率を変更しています。4月分給与を5月に支給される事業所様はご注意ください。

(一般事業)

労働者5/1000 ←(6/1000)

事業主8.5/1000 ←(9.5/1000)

(建設業)

労働者 6/1000 ←(7/1000)

事業主 10.5/1000 ←(11.5/1000)

となっております。



スタッフこらむ



勤務して7ヶ月の清水紀子です。最初は慣れないソフトの操作(達人シリーズ、DocuWorks、サイボウズ、弥生会計など)で戸惑ってばかりでした。時々

使うExcel、Wordを見ると、すごくホッとします。

昨年12月にパピヨンをおもいました♪名前はライトと言います。一緒に働いているAさんにライトの写真を見せたところ、『清水さんに似てる!』と言われ、意表を突かれました。性別を超え、生物分類も超えてしまいましたが、可愛いライトに似てると言われ、思わず喜んでしまった私です。(上の写真がライトです)

編集後記

今回は、可愛い挿絵をいれさせて頂きました。まだまだパソコンを使いこなせていないので、どのように編集をしてよいのか??勉強をしながら、皆さまに楽しく読んでいただけるNEWS LETTERを作って行けたらと思っています。パソコンは奥が深い..やればやるほど勉強すべきことが増えていきます..そして

一か月があつという間です.....そして1年があつという間...

経理の窓では、税務調査で実際つかれた点や、皆さまからよくご質問を受ける点などを載せるようにしています。情報量は少ないですが、ぜひお役立てください。(藤江)



今月の相続相談会日程

5月20日(日)

開催時間:10時~16時

葵パートナーズ 知多事務所

〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-24-7

ご予約はこちら:0120-758-260(9:00~18:00)

税理士法人 葵パートナーズ

〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-11-6 セントラル桜通葵ビル6F

TEL: 052-737-5227(平日9:00~18:00) FAX: 052-737-5228

HP:<http://www.aoi-p.biz/> (税理士法人葵パートナーズ)

<http://www.nagoya-keiri.biz/> (名古屋 経理・給与代行サービス)

<http://www.souzoku-anshin.biz/> (名古屋あんしん相続サポートセンター)



葵パートナーズ SERVICE MENU

* 記帳代行サービス

* 経理代行サービス

* 給与計算代行サービス

* 振込代行サービス

* 販売管理代行サービス

* 税務顧問サービス

* 決算書作成サービス

* 会社設立支援サービス

* 税務調査対応サービス

* 相続手続き代行サービス